

理事長及び常務理事の報酬に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、本財団の事業推進の円滑な執行に当り、定款第29条第1項及び第2項並びに第3項の規定により理事長及び常務理事の報酬並びに費用の弁償について定める。

(報 酬)

第2条 本財団の円滑な事業推進を図るため、次の報酬を支給する。

1. 常勤である場合は、次の金額を支給する。

月額 200,000円以上 400,000円以内とする。

通勤手当は実費とする。

2. 非常勤である場合は、別に定める役員等の費用弁償規程による。

(報酬の額の決定)

第3条 前条第1項および第2項に定める報酬の月額は、理事長が理事会の承認を得て決定する。月額を変更する場合も同様とする。

(退職慰労金)

第4条 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

3 退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を原則として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(改 正)

第5条 この内規を変更する場合は、評議員会の議決を経て理事長が決定する。

附 則

1. この内規は、平成 28 年 6 月 11 日から施行する。
2. 理事長及び常務理事の報酬（謝金）に関する内規は、この内規施行日の前日をもって廃止する。

附 則

この内規は、平成 29 年 6 月 10 日から施行する。